(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

愛知県知事殿

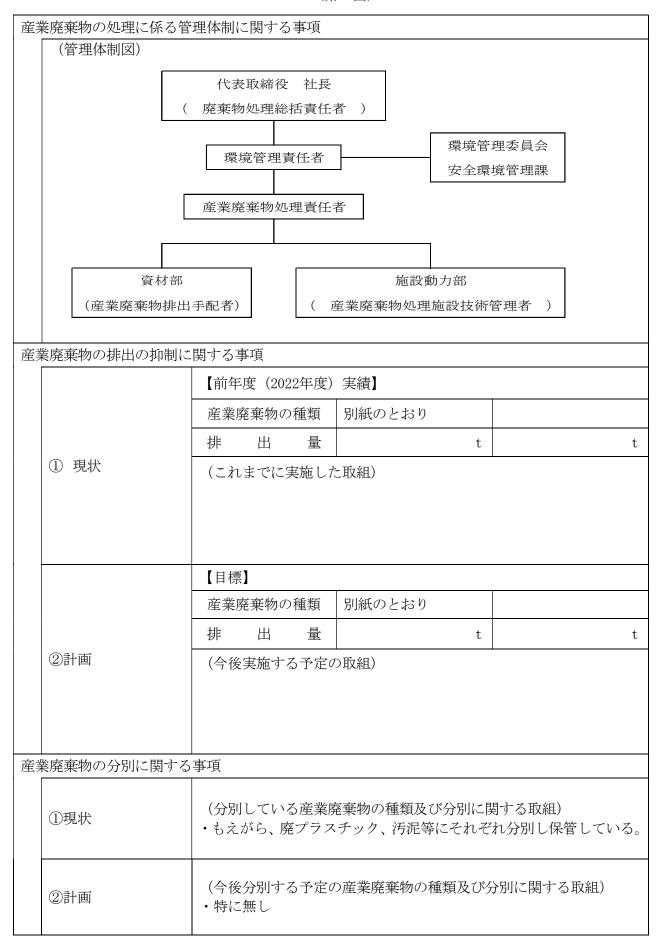
提出者

住 所 愛知県尾張旭市晴丘町東82番地1 氏 名 株式会社エコペーパーJP 代表取締役社長 堀田 豊 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0561-53-3315

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	株式会社エコペーパーJP
事	業場の所在地	愛知県尾張旭市晴丘町東82番地1
計	画 期 間	2023年4月1日~2024年3月31日
当記	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	14:パルプ・紙・紙加工製造業
	②事業の規模	製造品出荷額:809,155万円
	③従 業 員 数	120人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	古紙再生の製紙工場 原料古紙溶解:原料回収後の廃プラスチック(パルパー粕)は処理業者 に委託し、埋立あるいは燃料として再資源化 原料精製工程:排水処理場にて水処理、スラッジ脱水後焼却炉で焼却・ 熱回収。焼却後の煤塵を再生処理業者に委託し、セメン ト原料・土壌改良剤として再資源化 木屑ボイラー:木屑燃料の燃焼後燃え殻を再生処理業者に委託しセメン ト原料として再資源化

(日本工業規格 A列4番)



自	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
	① 現状	【前年度(2022年度)実績】						
		産業廃棄物の種類						
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t				
		(これまでに実施した・特に無し	こ取組)					
		【目標】						
		産業廃棄物の種類						
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 t		t				
		(今後実施する予定の取組) ・特に無し						
自	っ う行う産業廃棄物の中間	 処理に関する事項						
		【前年度(2022年度)実績】						
	① 現状	産業廃棄物の種類 汚泥		廃プラスチック類				
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 325,498 t		350 t				
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	321, 224 t	337 t				
		(これまでに実施した取組) ・全産業廃棄物の大半を占める汚泥については、自社にて脱水後、焼却処理により減量化を行っている。						
	②計画	【目標】						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類				
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	325, 400 t	t				
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	321, 200 t	t				
		(今後実施する予定の取組) ・焼却炉の操業上、脱水した汚泥を焼却炉に投入せず、そのまま最終 処分する場合があるため、なるべく発生した汚泥全てを焼却処理できるように操業計画を改善する。 ・燃え殻や焼却灰の中間処理再生利用を進めている。						
		・廃プラスチック類は焼却炉に投入することが不可となり、排出量の 削減、再利用化の推進を進めている。						

	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
		【前年度(2022年度)実績】					
	① 現状	産業廃棄物の種類					
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t			
		(これまでに実施した	 :取組)	<u> </u>			
		(=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
		【目標】					
		産業廃棄物の種類					
		自ら埋立処分又は					
	②計画	海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t			
		(今後実施する予定の)取組)	1			
産	業廃棄物の処理の委託に	関する事項					
		【前年度(2022年度)実績】					
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり				
		産業廃棄物の種類 全処理委託量	別紙のとおり t	t			
				t t			
		全処理委託量	t				
	① 現状	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への	t	t			
	① 現状	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への	t t	t			
	① 現状	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	t t t	t t			
	① 現状	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託配型収業者への 処理委託配型収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t	t t			
	① 現状	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託配型収業者への 処理委託配型収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t	t t			
	① 現状	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託配型収業者への 処理委託配型収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t	t t			

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
		全処理委託量	t	t
	②計画	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の) D取組)	
* =	事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

___別 __紙__

産業廃物の排出の抑制に関する事項								
		【前年度(2022年度)実績】						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	もえがら			
	① 現状	排 出 量	325,830 t	1,115 t	1,604 t			
		(これまでに実施した取組) 原料古紙のコート紙増加や、製品の品質要求の上昇等により、灰成分を制御するのは非常に困難であるが、再利用先の新規検討や、飛灰中の成分調整の技術も検討中であり、今後も最終処分量の削減を目的とした取り組みを引き続き行い、再生再利用・燃料化を進めて行く。						
	【目標】							
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	もえがら			
	② 計画	排 出 量	325,500 t	1,000 t	1,500 t			
		(今後実施する予定の取れ 汚泥:微細繊維の回収に 設:再利用方法を検討し	ー よる原料化により汚泥剤				か削減を目指す。燃え	

産業廃物の処理の委託に関する事項								
		【前年度 (2022 年度)	実績】					
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	もえがら			
		全処理委託量	4,606 t	778 t	1,604 t			
	① 現状	優良認定処理業者 への処理委託量	4,606 t	778 t	1,402 t			
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,274 t	13 t	1,604 t			
		(これまでに実施した取組)						
		製紙汚泥については、焼却炉焼却し煤塵をセメント原料や土壌改良剤として再利用。廃プラスチック類は、破砕・焼却処分、又は埋立処分の処						
		理委託。燃え殻もセメント	·原料として再利用。					
		【目標】					_	
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	もえがら			
	2 計画	全処理委託量	4,300 t	1,000 t	1,500 t			
		優良認定処理業者 への処理委託量	4,300 t	1,000 t	1,500 t			
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,200 t	100 t	1,500 t			
		(今後実施する予定の取組 汚泥については通常操業		うに操業を実行している	。廃プラスチックは自社で	での焼却が不可となり、:	埋め立て処分だけでは	
		なく、燃料として再利用化						